

毎週火・金曜日発行(当日が休日になるときは、休日の翌日)

福 島 県 報

目 次

告示	〇福島県議会定例会を招集する件 〇土地改良法により換地処分をした件 〇保安林の指定を解除する予定である旨通知があった件 〇道路の供用を開始する件 〇都市計画事業の事業計画の変更を認可した件四件 〇福島県収入証紙の売りさばき人として指定した件	七七 七七 七七 七七 七七 七七
公告	〇一般競争入札を行う件二件	七九
産業廃棄物処理施設等設置事前協議書の提出があったので公告する件	〇障害者自立支援法による指定相談支援事業を廃止した旨届出があった件 〇家畜人工授精に関する講習会を開催する件 〇基本測量の実施について通知があった件	六一 六一 六一 六一
福島県病院局	〇一般競争入札を行う件	六二

告 示

福島県告示第七百六十九号

地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第百一条第一項の規定により、福島県議会定例会を平成十九年十二月四日福島市に招集する。
平成十九年十一月二十日

福島県知事 佐藤雄平
(財務領域総務予算グループ)

福島県告示第七百七十号

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第八十九条の二第九項の規定により、平成十九年十一月十四日高田中央地区の県営区画整理事業に係る換地処分をした。
平成十九年十一月二十日

福島県知事 佐藤雄平
(農村整備領域農地管理グループ)

福島県告示第七百七十一号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十九条の規定により、次のとおり保安林の指定を解除する予定である旨農林水産大臣から通知があった。
平成十九年十一月二十日

福島県知事 佐藤雄平

- 解除予定保安林の所在場所
喜多方市熱塩加納町熱塩字オソバ丙一四五一の一五・丙一四五一の一六・字清吾曾根丙一四五〇の四(以上三筆国有林)、字オソバ丙一四五一の五、丙一四五一の六、丙一四五一の一五、丙一四五一の一六、字清吾曾根丙一四五〇の三、丙一四五〇の四
- 保安林として指定された目的
水源のかん養
- 解除の理由
指定理由の消滅

(森林林業領域治山対策グループ)

福島県告示第七百七十二号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第二項の規定に基づき、次の道路の供用を開始する。その関係図面は、福島県土木部道路領域道路企画グループ及び福島県会津若松建設事務所が平成十九年十一月二十日から二週間一般の縦覧に供する。
平成十九年十一月二十日

福島県知事 佐藤雄平

路線名	供用開始の区間	供用開始の期日
県道柳津昭和線	河沼郡柳津町大字大成沢字谷滝一三四番地先から 同郡同町大字大成沢字谷滝一三四番地先まで	平成一九年 十一月二〇日

(道路領域道路企画グループ)

福島県告示第七百七十三号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、都市計画事業に係る事業計画の変更について、次のとおり認可した。
 平成十九年十一月二十日

- 一 施行者の名称 福島県知事 佐藤 雄 平

- 二 都市計画事業の種類及び名称 田村市 船引都市計画下水道事業（田村市公共下水道）

- 三 事業認可の年月日 平成十年三月十三日

- 四 事業施行期間 平成十年三月十三日から平成二十四年三月三十一日まで

取用の部分 都市計画事業の事業計画の変更を認可した件（平成十六年福島県告示第三百七十八号）の事業地に田村市船引町船引字源次郎及び字

石崎並びに東部台三丁目及び東部台四丁目の各一部の区域を加える。
 同事業地に田村市船引町船引字和尚坦、字八幡、字瓜石、字下中田、字上中田、字平館及び字館柄並びに東部台一丁目、東部台二丁目、東部台五丁目及び東部台六丁目の全部の区域を加える。
 同事業地のうち田村市船引町船引字上田中、字臂曲、字館柄前及び字遠表の各一部の区域を変更する。
 使用の部分 なし
 （都市領域下水道グループ）

福島県告示七百七十四号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、都市計画事業に係る事業計画の変更について、次のとおり認可した。
 平成十九年十一月二十日

- 一 施行者の名称 福島県知事 佐藤 雄 平

- 二 都市計画事業の種類及び名称 田村市 常葉都市計画下水道事業（田村市公共下水道）

- 三 事業認可の年月日 平成十年四月二十四日

- 四 事業施行期間 平成十年四月二十四日から平成二十四年三月三十一日まで

- 五 事業地 取用の部分

都市計画事業の事業計画の変更を認可した件（平成十六年福島県

告示第四百四号）の事業地に田村市常葉町西向字石ノ坪及び字高屋、常葉字七日市場並びに久保字樋ノ口の各一部の区域を加える。
 同事業地のうち田村市常葉町西向字屋形並びに常葉字腰蒔の各一部の区域を変更する。
 使用の部分 なし
 （都市領域下水道グループ）

福島県告示七百七十五号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、都市計画事業に係る事業計画の変更について、次のとおり認可した。
 平成十九年十一月二十日

- 一 施行者の名称 福島県知事 佐藤 雄 平

- 二 都市計画事業の種類及び名称 田村市 田村東部都市計画下水道事業（田村市公共下水道）

- 三 事業認可の年月日 平成十二年十月十三日

- 四 事業施行期間 平成十二年十月十三日から平成二十四年三月三十一日まで

取用の部分 都市計画事業の事業計画の変更を認可した件（平成十二年福島県告示第七百八十六号）の事業地に田村市大越町上大越字槻木、字久保田、字薬師堂及び字水神宮の各一部の区域を加える。
 同事業地のうち田村市大越町上大越字鷹待田及び字元池の各一部の区域を変更する。
 使用の部分 なし
 （都市領域下水道グループ）

福島県告示七百七十六号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、都市計画事業に係る事業計画の変更について、次のとおり認可した。
 平成十九年十一月二十日

- 一 施行者の名称 福島県知事 佐藤 雄 平

- 二 都市計画事業の種類及び名称 田村市 田村東部都市計画下水道事業（田村市公共下水道）

- 三 事業認可の年月日 平成十年四月二十四日

- 四 事業施行期間 平成十年四月二十四日から平成二十四年三月三十一日まで

- 五 事業地 取用の部分

都市計画事業の事業計画の変更を認可した件（平成十六年福島県

- 平成十三年十一月九日
- 四 事業施行期間
平成十三年十一月九日から平成二十四年三月三十一日まで
- 五 事業地

取用の部分 都市計画事業の事業計画の変更を認可した件(平成十六年福島県告示第四百三三号)の事業地に田村市滝根町神保字一ノ坪、字町及び字関場並びに広瀬字南作の各一部の区域を加える。
同事業地のうち田村市滝根町神保字梵天川の一部の区域を変更する。

使用の部分 なし
(都市領域下水道グループ)

福島県告示第七七七号

福島県収入証紙条例(昭和三十一年福島県条例第九十号)第六条第一項の規定により、福島県収入証紙の売りさばき人として平成十九年十一月八日次のとおり指定した。
平成十九年十一月二十日

氏名又は名称	住所	指定の有効期間	福島県知事 佐藤 雄 平
株式会社福陽	いわき市錦町上川	平成一九年一月八日から平	売りさばきの場所
自動車教習所	田六番地一	成二四年九月三〇日まで	住所地に同じ

(出納局公金管理グループ)

公 告

公告第六百四十三号

福島県税務システムに係る帳票等の印刷、印字及び封入封緘・圧着等のテスト並びにプレプリント用紙の印字に関する業務の委託について、次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号。以下「施行令」という。)第六百六十七条の六第一項及び福島県財務規則(昭和三十一年福島県規則第十七号。以下「財務規則」という。)第二百四十六条第一項の規定により公告する。
平成十九年十一月二十日

福島県知事 佐藤 雄 平

- 一 入札に付する事項
 - 1 件名及び数量 福島県税務システムに係る帳票等の印刷、印字及び封入封緘・圧着等のテスト並びにプレプリント用紙の印字に関する業務の委託 一式
 - 2 業務の仕様等 入札説明書及び仕様書による。
 - 3 履行期限 平成二十年三月十七日
 - 4 納入場所 福島県庁(福島県福島市杉妻町二番十六号)

二 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

次に掲げる条件をすべて満足している者であり、かつ、当該入札に参加する者に必要な資格の確認を受けた者であること。

- 1 施行令第六百六十七条の四の規定に該当しない者であること。
- 2 公告の日から入札の日までの間に福島県から指名停止を受けていない者であること。

3 会社更生法(平成十四年法律第五十四号)の規定による更生手続開始の申立てをした者若しくはなされた者又は民事再生法(平成十一年法律第二百二十五号)の規定による再生手続開始の申立てをした者若しくはなされた者にあつては、当該手続開始の決定を受けた後に、入札に参加することに支障がないと認められる者であること。

三 入札に参加する者に必要な資格の確認

入札に参加を希望する者は、所定の一般競争入札参加資格確認申請書に、二の2から4までに掲げる事項について証明できる書類を添付して、次に掲げる場所に提出し、当該入札に参加する者に必要な資格の確認を受けること。

なお、平成十九年十一月二十八日(水)午後五時十五分までに当該申請を行わなかったときは、当該資格が与えられないので注意すること。
郵便番号九六〇―八六七〇 福島県福島市杉妻町二番十六号
福島県総務部財務領域税務システムグループ
電話〇二四―五二一―七七二八

四 入札説明書等の配布

次により、入札説明書、仕様書、申請書等を配布する。
1 配布期間 平成十九年十一月二十日(火)から同月二十八日(水)まで(土曜日、日曜日及び同月二十三日(金)を除く。)の午前八時三十分から午後五時十五分まで

2 配布場所 三に掲げる場所に同じ。
3 その他 郵送による配布を希望する場合は、日本工業規格A列四番の大きさの用紙百枚が入る程度の大きさで、七百円分の切手をはったあて先明記の返信用封筒を同封のうえ、平成十九年十一月二十八日(水)午後五時十五分までに、三に掲げる場所まで請求すること。

五 入札及び開札の日時及び場所

- 1 日時 平成十九年十二月六日(木)午前十時
- 2 場所 福島県庁本庁舎二階二〇一会議室

六 入札保証金及び契約保証金

1 入札保証金 入札に参加を希望する者は、入札金額の百分の三以上の額の入札保証金を納付しなければならない。ただし、財務規則第二百四十九条第一項各号に該当する場合においては、入札保証金の全部又は一部の納付を免除する。

2 契約保証金 落札者は、契約金額の百分の五以上の額の契約保証金を納付しなければならぬ。ただし、財務規則第二百二十九条第一項各号に該当する場合においては、契約保証金の全部又は一部の納付を免除する。

七 入札の無効
 二の入札に参加する者に必要な資格のない者とした入札及び入札説明書において示す入札に関する条件等に違反した入札は、無効とする。

八 その他
 1 入札方法 落札の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の百分の五に相当する額を加算した金額（当該金額に一円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の百分の百に相当する金額を入札書に記載すること。

2 落札者の決定の方法 予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とする。

3 契約書作成の要否 要

4 その他 詳細は、入札説明書による。

（財務領域税務システムグループ）

公告第六百四十四号

県有財産の売却について、次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第百六十七条の六第一項及び福島県財務規則（昭和三十年福島県規則第十七号）第二百四十六条第一項の規定に基づき公告する。
 平成十九年十一月二十日

一 入札に付する財産 福島県知事 佐藤 雄平

土地及び建物

所 在 地	地 目 等	地 積 (㎡)
1 福島市渡利薬師町八六番三ほか 同 市渡利薬師町八六番一ほか	宅地 公衆用道路	一、〇五六・四七 七〇・八三
2 福島市北五老内町二八番三	宅地 建物	三一九・五六 九二・二五
3 郡山市開成六丁目二九五	宅地	三三五・〇九

二 予定価格 土地

一の1の物件 四一、〇四〇、〇〇〇円
 一の2の物件 一二、九三五、二五〇円（建物に係る消費税及び地方消費税相当額 一六、二五〇円を含む。）
 一の3の物件 一八、一〇〇、〇〇〇円
 当該入札は、予定価格事前公表対象入札である。

三 入札に参加する者に必要な資格
 次に掲げる者以外の者であること。

1 当該入札に係る契約を締結する能力を有しない者及び破産者で復権を得ていない者

2 地方自治法施行令第六十七条の四第二項各号のいずれかに該当する者で当該各号のいずれかに該当する事実のあった後二年を経過しないもの及びその者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者

四 入札参加資格の確認

1 入札に参加を希望する者は、一般競争入札参加申込書を提出し、入札参加資格の確認を受けなければならない。

なお、期限までに一般競争入札参加申込書を提出しない者又は入札参加資格がないと認められた者は、入札に参加することができない。

2 入札参加資格の確認は、一般競争入札参加申込書の提出をもって行うものとする。

五 入札参加資格の確認に必要な書類の提出等

1 申込みに必要な書類の配布
 1 配布期間 平成十九年十一月二十日（火）から同年十二月十四日（金）まで（土曜日、日曜日及び同年十一月二十三日（金）を除く。）の午前九時から午後五時までとする。

2 配布場所 福島県総務部財務領域公有財産グループ（郵便番号九六〇一八六七 〇 福島県福島市杉妻町二番十六号 福島県庁西庁舎三階 電話〇二四一五二一七〇七七）

3 配布方法 福島県総務部財務領域公有財産グループにおいて手交する。なお、郵送による配布を希望する場合は、百四十四分の切手を同封して福島県総務部財務領域公有財産グループへ請求すること。

2 契約条項を示す期間及び場所

(一) 期間 1の(一)に掲げる期間に同じ。
 (二) 場所 1の(二)に掲げる場所に同じ。

3 入札参加資格確認申込みに必要な書類の提出
 (一) 受付期間 1の(一)に掲げる期間に同じ。
 (二) 受付場所 1の(二)に掲げる場所に同じ。
 (三) 提出書類 一般競争入札参加申込書及び関係書類 一式
 (四) その他 書類の提出は、持参又は郵送によるものとし、郵送の場合は、平成十九年十二月十四日（金）までの消印のあるものに限り有効とする。

4 その他

(一) 提出書類の作成に要する費用は、申込者の負担とする。
 (二) 提出書類は、返却せず、他の用途には使用しない。

六 入札参加資格の確認結果の通知

1 入札参加資格の確認結果については、書面で申込者に通知する。
 通知書発送日 平成十九年十二月十八日(火)
 2 入札参加資格がない旨の通知を受けた者は、その理由について書面により説明を求めることができる。

3 2により説明を求めめる場合には、平成十九年十二月十九日(水)までに福島県総務部財務領域公有財産グループ参事に書面を提出しなければならない。
 4 3により書面が提出されたときは、平成十九年十二月二十日(木)に書面により回答を通知する。

七 物件説明会の日時及び場所

1 日時 一の1の物件 平成十九年十二月二十一日(金) 午後二時から
 一の2の物件 平成十九年十二月二十一日(金) 午後三時から

一の3の物件 平成十九年十二月二十一日(金) 午前十時三十分から
 2 場所 一の1及び2の物件 福島県庁西庁舎四階四〇一会議室(福島県福島市妻町二番十六号)

一の3の物件 福島県郡山合同庁舎本庁舎三階第一会議室(福島県郡山市麓山一丁目一番一号)

八 入札の日時及び場所

1 日時 一の1の物件 平成十九年十二月二十七日(木) 午前十時から(受付は、午前九時三十分から)

一の2の物件 平成十九年十二月二十七日(木) 午前十一時から(受付は、午前十時三十分から)
 一の3の物件 平成十九年十二月二十六日(水) 午後一時三十分から(受付は、午後一時から)

2 場所 一の1及び2の物件 福島県庁西庁舎八階八〇一会議室(福島県福島市妻町二番十六号)
 一の3の物件 福島県郡山合同庁舎南分庁舎二階第三会議室(福島県郡山市麓山一丁目一番一号)

3 その他 入札に当たっては、一般競争入札参加資格通知書を持参すること。

九 入札方法
 1 郵送及び電送による入札は、認めない。
 2 代理人をもって入札する場合は、委任状を持参すること。
 3 入札者又はその代理人は、入札に際し、他の入札者の代理人になることができない。

十 入札保証金及び契約保証金
 1 入札保証金
 (一) 入札金額の百分の三以上の額を現金又は小切手(指定金融機関又は指定代理金

融機関が振り出したもの又は支払保証をしたものに限る。)により納付すること。
 (二) 入札保証金を返還する場合は、利息は付きさない。
 (三) 落札者が落札の日から十四日以内に契約しないときは、入札保証金は福島県に帰属する。

2 契約保証金 落札者は、契約の締結の時までに、売買代金の額の百分の五以上の額を現金又は小切手(指定金融機関又は指定代理金融機関が振り出したもの又は支払保証をしたものに限る。)により納付すること。

十一 入札の取りやめ又は延期
 入札を取りやめ、又は延期する場合には、福島県報への登載又は福島県庁前掲示場に掲示することにより公告する。

十二 入札の無効
 入札に参加する資格のない者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。

十三 契約の締結
 落札者は、落札の日から十四日以内に契約を締結しなければならない。

十四 その他
 その他不明な点については、福島県総務部財務領域公有財産グループ(郵便番号九六〇〇一八六七〇 福島県福島市杉妻町二番十六号 福島県庁西庁舎三階 電話〇二四一五二一七〇七七)に照会すること。

(財務領域公有財産グループ)

公告第六百四十五号
 福島県産業廃棄物処理指導要綱(平成二年福島県告示第三百三十八号)第十条第一項の規定に基づき、産業廃棄物処理施設等設置事前協議書の提出があったので、同条第六項の規定により、次のとおり公告する。
 平成十九年十一月二十日

一 設置等予定者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
 株式会社橋脇商店 代表取締役 橋脇 英行
 福島県福島市平石字新田八五番地の一

二 産業廃棄物処理施設等の設置等予定地区
 福島県福島市平石字新田地内
 産業廃棄物処理施設等の種類
 廃プラスチック類の破碎施設 二基

三 産業廃棄物指定処理施設(廃プラスチック類の破碎施設) 一基
 産業廃棄物処理施設等の処理能力
 廃プラスチック類の破碎施設 五・六トン毎日(八時間) 二基
 廃プラスチック類の破碎施設 一・六八トン毎日(八時間) 一基

四 (環境保全領域産業廃棄物対策グループ)

福島県知事 佐藤 雄 平

佐藤 雄 平

公告第六百四十六号

障害者自立支援法（平成十七年法律第二百二十三号）第四十六条第一項の規定により、次の指定相談支援事業者から当該指定に係る指定相談支援事業を廃止した旨届出があった。

平成十九年十一月二十日

福島県知事 佐藤 雄平

事業所の名称	事業所の所在地	事業者の名称	事業者の主たる事務所の所在地	廃止年月日	サービスの種類	サービスの主たる対象者
あさかあすなろ荘	郡山市安積町大森町七〇番地一	社会福祉法人安積愛育園	郡山市安積町笹川字経坦二八番地	平成一九年十月三十一日	相談支援	知的障害者障害児

（自立支援領域障がい者支援グループ）

公告第六百四十七号

家畜改良増殖法（昭和二十五年法律第二百九号）第十六条第二項の規定により、家畜人工授精に関する講習会を次のとおり開催する。

平成十九年十一月二十日

福島県知事 佐藤 雄平

一 開催期日

平成二十年一月二十八日から同年二月二十七日まで

二 場所

西白河郡矢吹町一本木四百四十六番地の一

福島県農業総合センター農業短期大学校

三 対象家畜の種類

牛

四 受講人員

二十名程度

五 受講資格

家畜改良増殖法第十七条第一項及び第二項各号に該当しないもの

六 受講手続

1 講習会を受けようとする者は、あらかじめ家畜人工授精に関する講習会選考申込書を、平成十九年十二月十七日までに所轄する福島県家畜保健衛生所を經由して知事に提出すること。

2 受講を許可された者は、家畜人工授精に関する講習会受講願書に二万八千円相当額の福島県収入証紙をはり、履歴書を添付の上、平成二十年一月十一日までに所轄する福島県家畜保健衛生所を經由して知事に提出すること。

七 その他

1 選考申込者が定員を超過した場合は、書類選考により受講者を決定する。

2 詳細については、福島県農林水産部生産流通領域衛生飼料グループ又は最寄りの福島県家畜保健衛生所に問い合わせること。

（生産流通領域衛生飼料グループ）

公告第六百四十八号

測量法（昭和二十四年法律第八十八号）第十四条第一項の規定により、基本測量の実施について、平成十九年十一月八日付けで国土地理院長から次のとおり通知があった。平成十九年十一月二十日

福島県知事 佐藤 雄平

一 測量地域 東白川郡矢祭町

二 測量期間 平成十九年十一月十九日から平成二十年二月二十九日まで

三 作業の種類 基本測量（ジオイド測量）

（土木総務領域総務予算グループ）

福島県病院局

公告第8号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける物品等の購入について、次のとおり一般競争入札を行うので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第6条及び福島県病院局財務規程（昭和16年福島県病院局管理規程第5号。以下「病院局財務規程」という。）第221条第1項の規定により公告する。

平成19年11月20日

福島県立大野病院長 作山 洋三

1 入札に付する事項

(1) 調達をする物品等の件名及び数量 全身用X線コンピュータ断層撮影装置システム一式

(2) 調達をする物品等の仕様等 入札説明書及び仕様書による。

(3) 納入期限 平成20年2月29日

(4) 納入場所 福島県立大野病院（福島県双葉郡大熊町大字下野上字大野98番地の1）

2 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

次に掲げる条件をすべて満足している者であり、かつ、当該入札に参加する者に必要な資格の確認を受けた者であること。

- (1) 福島県を発注者として、競争入札の方法により物品の買入れ又は修繕の契約を締結しようとする場合における当該入札に参加する者に必要な資格及びその審査の申請の時期等を告示する件（平成19年福島県告示第276号）第2に掲げる業種区分「製造業」又は「販売業」の入札参加有資格者として認定されていること。
 - (2) 福島県から現に物品の買入れ又は修繕に係る指名停止を受けていないこと。
 - (3) この公告に示した仕様に合致した物品又はこれと同等の物品について納入実績があり、かつ、確実に納入できること。
 - (4) 当該物品に係る迅速な保守及び修理の体制が整備されていること。
- 3 入札に参加する者は、所定の物品購入（修繕）一般競争入札参加資格確認申請書に、2の(3)及び(4)に掲げる事項について証明できる書類を添付して、次に掲げる場所に提出し、当該入札に参加する者に必要な資格の確認の申請をすること。
なお、平成19年12月11日午後5時までに当該申請を行わなかったときには、当該資格が与えられない場合がある。
- 郵便番号979-1308 福島県双葉郡大熊町大字下野上字大野98番地の1
福島県立大野病院事務部
電話0240-32-2240
- 4 入札書の提出場所等
- (1) 入札書の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問い合わせ先 3に掲げる場所と同じ。
 - (2) 入札及び開札の日時及び場所 平成20年1月8日午後1時30分 福島県立大野病院3階会議室（郵便により入札する場合は、書留郵便により行うものとし、同月7日午後5時までに必着のこと。）
- 5 入札保証金及び契約保証金
- (1) 入札保証金 入札に参加を希望する者は、入札金額の100分の3以上の額の入札保証金を納付しなければならない。ただし、病院局財務規程第192条第1項各号に該当する場合においては、入札保証金の全部又は一部の納付を免除する。
 - (2) 契約保証金 落札者は、契約金額の100分の5以上の額の契約保証金を納付しなければならない。ただし、ただし、病院局財務規程第174条各号に該当する場合には、契約保証金の全部又は一部の納付を免除する。
- 6 入札者に要求される事項
この一般競争入札に参加を希望する者は、封印した入札書を入札書の提出期限までに提出しなければならない。また、開札日の前日までの間において、提出した書類に
関し、福島県立大野病院長から説明を求められた場合は、それに応じなければならない。
- 7 入札の無効
2の入札に参加する者に必要な資格のない者がした入札及び入札説明書において示す入札に関する条件等に違反した入札は、無効とする。
- 8 その他

- (1) 契約手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨
 - (2) 入札方法 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
 - (3) 落札者の決定の方法 予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。
 - (4) 契約書作成の要否 要
 - (5) その他 詳細は、入札説明書による。
- 9 Summary
- (1) Nature and quantity of the products to be purchased : Whole-Body X-ray Computed Tomography System 1 set
 - (2) Time - limit of tender (by hand) : 1 : 30p.m., 8 January 2008
 - (3) Time - limit of tender (by mail) : 5 : 00p.m., 7 January 2008
 - (4) Contact point for the notice : Accounting Section, General Affairs Division, Ono Hospital, 98-1 Ono, Okuma-machi, Futaba-gun, Fukushima 979-1308 Japan TEL 0240-32-7031

(事 務 部)

